同号ロの表に次のように加える。

株式会社森井製作所	東京都大田区仲六郷一丁目九番十五号	機械加工

○法務省告示第三百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表渡辺美術印刷株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

ニシダ電子工業株式会社	群馬県富岡市中高瀬三百十五番地	プラスチック成形
川口板金株式会社	埼玉県川口市江戸袋二丁目六番十四号	塗装
株式会社佐竹製作所	東京都千代田区神田須田町一丁目二十四番地三	機械加工
株式会社大紀アルミニウム工業所	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目四番八号	鋳造
田中亜鉛鍍金株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島五丁目一番一号	めっき
播州電装株式会社	兵庫県明石市大久保町大久保町字下ヶ谷四百五十七の四番地	電装ワイヤハーネス製造
鎌田特殊鋼株式会社	広島県福山市大門町五丁目十二番一号	鋼材切断
株式会社黒磯製作所	山口県下松市大字東豊井八百九十九番地十一	機械加工

同号ロの表三興建設株式会社の項中「溶接」の下に「、配管」を加え、同表に次のように加える。

有限会社まべち興業	青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖中百三十一番地	鉄筋施工
株式会社ミヤケン	宮城県石巻市渡波字新千刈百三十七番一	建設機械施工
株式会社東海建設	福島県郡山市安積町日出山一丁目百五十六番地	型枠施工
渡辺美術印刷株式会社	埼玉県さいたま市桜区南元宿二丁目二十四番六号	印刷
株式会社松尾工務店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十八番三十五号	鉄筋施工
沼田工業株式会社	神奈川県川崎市幸区南加瀬三丁目四番九号	左官

○農林水産省告示第二千七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県江津市桜江町今田五三四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県阿波市市場町日開谷字岩野一の一四、字川北五九八の三、五九八の五、五九八の六、五九八の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第千三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年十月二十五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　福岡県古賀市舞の里二丁目八番六号　独立行政法人都市再生機構九州支社福岡東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千四十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東海北陸自動車道	郡上市美並町山田字大門六〇〇番一一から同市美並町山田字夏焼平一二二五番九五まで	前	最大 一〇一 最小 四九	四一
		後	最大 八七 最小 四九	
	郡上市大和町島字大平四二三一番一から同市大和町島字大平四二九六番二まで	前	最大 一一九 最小 六〇	二九
		後	最大 六三 最小 六〇	

○国土交通省告示第千四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成八年三月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県取手市下高井字小屋畑、字田子山、字甚五郎崎、字橋本地の各全部、字向原、字地尻、字見次、字如何崎、字下宿の各一部、野々井字谷原の全部、字小谷畑、字前畑、字大門、字東原、字堂ノ下、字柏原、字陳屋原、字東谷津の各一部、寺田字北見、字大山、字堀尻の各一部、新取手三丁目の一部

四　土地区画整理事業の名称　取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県取手市新町一丁目八番五十号新町第八ビル一階

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成八年三月二十七日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年十月二十四日